

# 横須賀市報

第1868号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地  
 毎月 横須賀市役所  
 編集兼 横須賀市長  
 10日 発行人 上地克明  
 25日 印刷所 (有)宮村印刷所

## 目次

### 告示

- ◇農業委員会総会の招集について…………… 15183
- ◇新たに生じた土地の確認について…………… //
- ◇収納事務の委託について中一部改正…………… //
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について…………… 15184
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… //
- ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… //
- ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… 15185
- ◇町の区域の変更について…………… //
- ◇収納事務の委託について中一部改正…………… //
- ◇除却広告物等の保管について…………… //
- ◇放置自転車等の移動について…………… //

### 公告

- ◇国民健康保険料の納期限変更告知書の公示送達…………… 15186
- ◇物品の売払いに係る一般競争入札について…………… //
- ◇固定資産税・都市計画税の納期限変更告知書の公示送達…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… 15187
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… 15188
- ◇控除対象特定非営利活動法人の指定に係る申出書の提出について…………… //
- ◇建築基準法に基づく意見の聴取について…………… //
- ◇建築基準法の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の認定について…………… //
- ◇農用地利用集積計画について…………… //

### 上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… 15189
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について…………… 15190

### 消防局訓令甲

- ◇防火管理者等関係事務処理規程中一部改正…………… //

### 教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について…………… //

### 正誤

## 告示

### 横須賀市告示第152号 (令和5年7月12日)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項ただし書の規定に基づき、令和5年第8回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年7月12日

横須賀市長 上地克明

- 1 日時 令和5年7月18日午後2時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所302会議室
- 3 会議に付議すべき事項

- (1) 農業委員会会長の互選について
- (2) 農業委員会会長職務代理者の互選について
- (3) 議席の決定について
- (4) 農地利用最適化推進委員の委嘱について

### 横須賀市告示第153号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、横須賀市長から、次のとおり本市の区域内に新たに土地が生じたことを令和5年6月23日確認した旨の届出がありました。

令和5年7月25日

横須賀市長 上地克明

所 在	面 積
横須賀市平成町3丁目1番、三春町3丁目14番6、三春町4丁目1番6、大津町1丁目79番、79番2に隣接する公有水面埋立地	平方メートル 4,144.53

備考 上記の土地の表示は、令和5年4月24日現在の土地登記簿によるものである。

### 横須賀市告示第154号

令和5年横須賀市告示第70号(収納事務の委託について)の一部を次のように改正します。

令和5年7月25日

横須賀市長 上地克明

「株式会社エヌ・ティ・ティ」を「株式会社N」  
 ・データを  
 第1項の表中 代表取締役を 代表取締役  
 本間 洋 佐々木

TTデータ  
 役に改める。  
 裕」

### 横須賀市告示第155号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和5年7月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月1日	いろは介護サービス	横須賀市岩戸1丁目8番4号2階	訪問介護	横須賀市岩戸一丁目8番3号ラスタールームC 合同会社介護ドレミ 代表社員 鈴木 恵

**横須賀市告示第 156 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和5年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月1日	ながさわケアプランセンター	横須賀市長沢1丁目47番24号アドニス（2）205	居宅介護支援	横須賀市長沢一丁目50番8号 株式会社銀翼の森 代表取締役 丸 山 径 子

**横須賀市告示第 157 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和5年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年6月30日	さくらの里	横須賀市小矢部4丁目19番4号	訪問介護	横須賀市小矢部四丁目19番4号 社会福祉法人心の会 理事長 若 山 三千彦

**横須賀市告示第 158 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和5年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月1日	生活介護事業所はるかなキッチン	横須賀市長沢1丁目32番8号根岸店舗I中号室	生活介護	横須賀市長沢一丁目40番7号 株式会社はるかな 代表取締役 志 村 東 要
同	ニューノーマルワークス横須賀	横須賀市芦名2丁目26番1号1階	就労移行支援	東京都港区白金六丁目16番25-2410号 株式会社New Normal 代表取締役 青 木 建 樹
同	グループホーム パルラータ	横須賀市西浦賀3丁目34番20号	共同生活援助	横須賀市西浦賀三丁目34番20号 合同会社生活サポート西浦賀 代表社員 本 橋 健 太

**横須賀市告示第 159 号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。

令和5年7月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和5年7月1日	筒 井 崇	整形外科	肢体不自由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	花 城 恒	内科、外科	肢体不自由	MED A G R E E C L I N I C よ こすか	横須賀市小矢部2丁目19番10号小矢部第一菱田ビル1階2階
同	熊 谷 壇	整形外科	肢体不自由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	児 玉 亜希子	循環器内科	心臓機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	藏 口 裕 美	腎臓内科	じん臓機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	喜 納 悠 斗	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	堀 達 彦	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号

横須賀市告示第 160 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。  
令和 5 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和 5 年 7 月 1 日	クリエイト薬局横須賀湘南池上店	横須賀市池上 7 丁目 45 番 3 号	薬局	育成医療及び更生医療
同	みどり薬局	横須賀市大矢部 5 丁目 11 番 1 号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第 161 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示します。

なお、この町の区域の変更の効力は、令和 5 年 7 月 25 日から生じます。

令和 5 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

区域を変更した町名	左に包括される区域
三春町 4 丁目	横須賀市平成町 3 丁目 1 番、三春町 3 丁目 14 番 6、三春町 4 丁目 1 番 6 に隣接する公有水面埋立地の一部
大津町 1 丁目	横須賀市大津町 1 丁目 79 番、79 番 2 に隣接する公有水面埋立地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 4 月 24 日現在の土地登記簿によるものである。

横須賀市告示第 162 号

令和 5 年横須賀市告示第 76 号（収納事務の委託について）の一部を次のように改正します。

令和 5 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

第 1 項の表中  
「株式会社エヌ・ティ・ティ  
・データ  
代表取締役  
本 間 洋」

「株式会社 N  
を 代表取締役  
佐々木

TT データ  
役 裕」に改める。

横須賀市告示第 163 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定

により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年 月 日	保 管 期 間
はり札等	8	大津町 4 丁目、岩戸 2 丁目、久里浜 1 丁目、野比 1 丁目、長沢 5 丁目・6 丁目及び武 1 丁目地内	令和 5 年 6 月 1 日から同月 30 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目 22 番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 164 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 5 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 5 年 6 月 1 日から同月 30 日まで	台 59	台 3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	6	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	43	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

同	1	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	25	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	1	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	26	4	長浦町1丁目、安針台、汐入町3丁目、大滝町、緑が丘、日の出町1丁目、平成町1丁目、三春町2丁目、公郷町4丁目・5丁目、小矢部2丁目、根岸町2丁目、浦賀5丁目、長瀬2丁目、佐原1丁目、久里浜4丁目、長沢2丁目・6丁目、長井1丁目・3丁目、林1丁目・5丁目及び秋谷地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	1	1	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
  - (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
  - (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
  - (3) 移動費用  
自転車 1台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市建設部土木計画課

## 公 告

### 横須賀市公告第139号 (令和5年7月11日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更告知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和5年7月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年度	税 目	備 考
令和5年度	国民健康保険料	7月分から3月分までの納期限は、令和5年7月28日に変更する。

(別紙略)

### 横須賀市公告第140号 (令和5年7月14日) 掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。  
令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

### 横須賀市公告第141号 (令和5年7月14日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年度	税 目	備 考
令和5年度	固定資産税 都市計画税	第2期分から第4期分までの納期限は、令和5年7月25日に変更する。

(別紙略)

### 横須賀市公告第142号 (令和5年7月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第143号 (令和5年7月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第144号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	介護保険料納入通知書	6月分の納期限は、令和5年7月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第145号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和5年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和5年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第146号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	3月分	令和5年5月31日

(別紙略)

横須賀市公告第147号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	国民健康保険料決定通知書	6月分の納期限は、令和5年7月31日、同年8月31日、同年10月2日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。

年 度	科 目	備 考
令和5年度	国民健康保険料決定通知書	6月分の納期限は、令和5年7月31日、同年8月31日、同年10月2日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第148号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料	減額分
令和4年度	変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第149号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	12月分	令和5年1月31日
		2月分	令和5年3月30日
		3月分	令和5年4月28日
令和5年度		4月分	令和5年5月31日

(別紙略)

横須賀市公告第150号 (令和5年7月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第151号 (令和5年7月18日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

**横須賀市公告第 152 号** (令和5年7月18日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月18日  
横須賀市長 上 地 克 明  
(別紙略)

**横須賀市公告第 153 号**

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる特定非営利活動法人から同項に規定する申出書の提出がありましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年7月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

申出書提出年月日	特定非営利活動法人名	代 表 者 名	主たる事務所の所在地
令和5年6月22日	特定非営利活動法人横須賀国際交流協会	安 東 崇 夫	横須賀市日の出町一丁目5番地ヴェルクよこすか2階
令和5年6月27日	特定非営利活動法人アクションおっぱま	昌 子 住 江	横須賀市追浜町二丁目13番地

**横須賀市公告第 154 号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和5年7月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

- 意見の聴取を行う事項  
横浜市中区北仲通5丁目57番防衛省南関東防衛局長山野徹から申請のあった横須賀市田浦港町446番42、446番44、446番45、446番46、446番47及び無番地の各一部に病院を建築する計画について
- 意見の聴取を行う日時  
令和5年8月7日（月）午後6時から午後8時まで

3 意見の聴取を行う場所  
横須賀市港が丘1丁目11番17号 湘南港が丘自治会館

**横須賀市公告第 155 号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象地区内における一敷地内認定建築物以外の建築物を認定したので、同条第6項の規定により公告します。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年7月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

認定番号	認 定 年 月 日	対 象 区 域	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名
5 第 1 号	令和5年7月25日	横須賀市鴨居2丁目20番1ほか11筆	神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**横須賀市公告第 156 号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年7月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長坂4丁目2270番1、2271番、2272番、2277番、2278番、2279番1及び2280番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市桜山7丁目1395番地192  
栗 田 陽 一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂4丁目17番2号  
廣 瀬 巖

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目3723番及び3739番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
東京都武蔵野市境南町1丁目4番9号  
山 田 賢 一 朗

記の3

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目4322番1、5012番及び5013番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目49番22号  
松 島 啓 泰

記の5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井3丁目3075番及び3076番1
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目20番5号  
龍 崎 ヒ サ 子

記の6

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井5丁目3426番及び長井6丁目3396番2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目25番19号  
齊 藤 雄 次
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目28番20号  
嘉 山 愛 子

- 記の6
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目763番及び765番
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
長瀬光章
  - 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番12号  
井上一弘
- 記の7
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目306番1
  - 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市林2丁目15番3号  
株式会社ヨコスカアグリファミリー

- 代表取締役 下澤敏也
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1721番地  
岩澤清泰

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第32号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
635	株式会社A X I S	瀧澤光平	横浜市中区海岸通四丁目23番地 マリビル507号室	令和5年 7月3日	令和10年 7月2日
636	株式会社佐藤工業	佐藤将司	横須賀市長井五丁目10番30号	令和5年 7月3日	令和10年 7月2日
637	大成設備有限会社	宮嶋信行	厚木市妻田北四丁目7番22号	令和5年 7月7日	令和10年 7月6日
638	株式会社ニチエネ	黒江繁夫	東京都港区赤坂七丁目1番15号 アトム青山タワー7階	令和5年 7月7日	令和10年 7月6日

### 横須賀市上下水道局告示第33号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和5年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
260	佐藤工業	佐藤将司	横須賀市長井5丁目10番30号	令和5年6月26日
126	有限会社ヤマダ衛設	山田勝馬	横須賀市長沢六丁目4番47号	令和5年7月3日
233	株式会社和興業	齊木和紀	横浜市泉区和泉中央南五丁目3番25号	令和5年7月4日

### 横須賀市上下水道局告示第34号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須428	株式会社A X I S	瀧澤光平	横浜市中区海岸通四丁目23番地マリ ンビル507号室	令和5年7月3日
須429	株式会社佐藤工業	佐藤将司	横須賀市長井五丁目10番30号	令和5年7月3日
須430	大成設備有限会社	宮嶋信行	厚木市妻田北四丁目7番22号	令和5年7月7日

### 横須賀市上下水道局告示第35号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。

令和5年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	届出年月日
須197	佐藤工業	佐藤将司	横須賀市長井5丁目10番30号	令和5年6月26日
須80	有限会社ヤマダ衛設	山田勝馬	横須賀市長沢六丁目4番47号	令和5年7月3日
須170	株式会社和興業	齊木和紀	横浜市泉区和泉中央南五丁目3番25号	令和5年7月4日

## 横須賀市上下水道局告示第36号

令和3年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店関東漏水調査修理センター株式会社は、次のとおり

り所在地を変更しました。  
令和5年7月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 402	関東漏水調査修理センター株式会社	小 崎 英 剛	横浜市瀬谷区相沢三丁目30番地 5	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 512 番地 8

## 消防局訓令甲

## 横須賀市消防局訓令甲第8号

防火管理者等関係事務処理規程（平成29年横須賀市消防局訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月25日

横須賀市消防長 飯 島 和 彦

第2条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行われた届出については、第3号の規定は、適用しない。

第2条第1項第1号中「書面」の次に「又は電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。）」を加える。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、第3号の規定は、適用しない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、第2条及び第3条の届出書等のうち、電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第10号（令和5年7月10日）  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年7月10日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和5年7月13日午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

## 正 誤

令和5年4月10日付け横須賀市報第1861号 15117 ページ左欄下から24行目中「休止」は「再開」の、同号 15124 ページ右欄上から2行目中「横須賀市議会会議規則の一部」は「横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則」のいずれも誤り